

【概要】

優秀な卓越した技能を持つ障害者に対して、卓越した技能者の表彰制度（現代の名工）に新たに障害者部門の設定をすることにより、他の障害を持つ技能者の目標となる技能の研鑽を促すとともに、模範となる技能者像の目標となることによって、生き活きと働ける就労環境づくりに資することで、障害者雇用の質をより一層高めることを目的とする。

障害者部門の設定

〈対象とする障害・区分等〉

●表彰対象

障害者手帳の取得者

●障害区分

- ①身体障害（肢体、視覚・聴覚等）②知的障害
- ③精神障害（発達、精神疾患）

〈レベル感〉

- アビリンピックメダル受賞後、一定年数経験後の指導経験
- 公的表彰： JEED障害者優秀勤労表彰、県知事表彰
- その他一般表彰等の受賞等有するも他の技能者の模範となる者

* 上記経歴に加え、以下の要件を加味

- ・ 製品の開発・加工又は作業に卓越
- ・ 業界又は所属企業内の第一人者
- ・ 障害を有する他の技能者の模範となる者
- ・ 所属企業（業界）において、後継者育成を行っている

障害がある技能者の審査

〈表彰に係る審査〉

- 「障害者部門」を新設

〈審査方法〉

- 障害者の技能に係る専門の審査委員会を新設

〈審査委員〉

- 障害者区分に応じた技能レベルや障害者に関する知識を有する委員への委嘱

〈選考〉

- 身体障害者、知的障害者及び精神障害者等障害に配慮した選考を行う。

〈現行部門との重複推薦〉

- 現行審査部門との重複推薦が可能
(障害者1名を推薦した場合は、2名まで推薦可)。